

長期優良住宅法改正 Q&A (2022. 2. 20 施行分)

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

令和4年3月25日

	質問	回答
1	【認定申請】 長期法第5条第1項と同条第4項の違いは何か。	第1項か第4項かの分類は、区分所有住宅であるか否かによる。
2	【認定申請】 親族等で区分所有し、管理組合を設立しない二世帯住宅の場合は法第5条第1項に基づく申請となるのか。	貴見のとおり。
3	【認定申請】 共同住宅等の認定申請に「確認の結果が記載された設計住宅性能評価書」を利用する場合、戸数分全ての設計住宅性能評価書写しが必要になるということでしょうか。	貴見のとおり。
4	【認定申請】 確認書等（長期使用構造等である旨の確認書、確認の結果が記載された設計住宅性能評価書、またはこれらの写し）を添付し、認定申請を行う場合に必要な添付図書は何か。	認定申請に必要な図書については、長期法施行規則第2条に規定されているとおり。
5	【認定申請】 確認書等を添付し、認定申請を行う場合、認定申請書第二面【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】について、「別添設計内容説明書による」と様式上記載があるが、設計内容説明書の添付は必要か。	確認書等を添付して、認定申請を行う場合は、設計内容説明書の添付は不要である。

6	<p>【認定申請】【長期確認申請】</p> <p>認定申請書第二面、長期確認申請書第二面における【6. 建て方】の「各階の床面積」欄及び設計住宅性能評価の申請にあわせて長期確認の求めを行う場合、設計住宅性能評価申請書第三面の7欄には何を記載するのか。</p>	<p>長期優良住宅の規模基準に則った面積を記載し、複数階ある場合にはそれぞれ階段面積を除いた面積を記載することとなる。</p>
7	<p>【認定申請】【長期確認申請】</p> <p>長期確認の申請をする者と認定申請をする者は必ず同一でなければならないのか。</p>	<p>原則として認定申請者と同一になるものと考えます。ただし、長期確認の申請者と、認定申請者が異なっても、所在地等から同一の住宅であることが確認できる確認書であれば、申請者名の変更を行うことなく認定申請を行うことは可能である。</p>
8	<p>【長期確認申請】</p> <p>長期使用構造等であることの確認の中に、規模基準への適合の確認は含まれているか。</p>	<p>含まれません。規模基準への適合の確認は、所管行政庁が行います。</p>
9	<p>【認定申請】【長期確認書】</p> <p>所管行政庁は、確認書等に記載された各階の床面積と、認定申請書に記載された各階の床面積が異なっていた場合、確認書等に記載される床面積の訂正を求める必要があるか。</p>	<p>必要ありません。規模基準への適合の確認は、所管行政庁において認定申請書及び求積図等に記載の内容から規模基準への適合を確認してください。</p>
10	<p>【長期確認申請】</p> <p>評価機関に行う長期確認申請には、所管行政庁に提出する予定の認定申請書の添付は必要か。</p>	<p>令和3年国交省告示第1366号に規定される長期確認に必要な図書に、認定申請書は含まれないため、長期確認申請の際の添付は不要です。</p>
11	<p>【長期確認申請】</p> <p>区分所有の共同住宅に係る長期確認書は1棟で1枚の確認書の交付となるのか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
12	<p>【変更手続き】</p> <p>確認書等を添付して認定申請し認定を受けた長期優良住宅について、長期使用構造等の基準に係る軽微な変更が発生した場合、登録住宅性能評価機関に対して行う手続きはあるか。</p>	<p>まずは所管行政庁にご相談ください。</p>

13	<p>【変更手続き】</p> <p>令和4年2月19日以前に認定申請を行っている認定長期優良住宅について、令和4年2月20日以降に変更の認定申請を行う場合、変更後の計画により長期使用構造等であることの確認を受けたうえで、確認書等を添付して変更の認定申請を行うことは可能か。</p>	可能です。
----	---	-------